

平成二十一年十二月十一日受領
答弁第一三三七号

内閣衆質一七三第一三七号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの国道七号浪岡バイパスの鶴ヶ坂工区に関する事業については、本年十一月二十五日の同バイパスの女鹿沢工区の供用により、青森市浪岡地区における交通混雑や冬期の交通障害の解消等、同バイパスに関する所期の事業効果がおおむね発現することが見込まれるため、当分の間、事業を休止する方針としたものである。地元地方公共団体から事業継続に係る要望があることは承知しているが、その事業の必要性については、女鹿沢工区の供用後の交通の状況を見極めた上で判断することとしている。

三について

国道七号浪岡バイパスの鶴ヶ坂工区に関する事業については、一及び二について述べたとおり同バイパスに係る個別の事情も踏まえて事業を休止する方針としたものであり、「全国一律型で対応」との御指摘は当たらないものと考えている。